

南島原市法人市民税

法人市民税は、市内に事務所又は事業所(以下「事業所等」という)を有する法人に課税されます。法人税額(国税)に応じて課税される「法人税割」と、資本金等の額と市内従業者数に応じて課税される「均等割」があります。事業年度終了後、2ヶ月以内に申告し、納付することになっています。

■納税義務者

納税義務者	均等割	法人税割
・市内に事業所等がある法人	○	○
・市内に事業所等はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人	○	—
・公益法人等及び法人でない社団などで収益事業を行うもの	○	○
・公益法人等及び法人でない社団などで収益事業を行わないもの	○	—

■税 率

1. 法人割額

・法人税割の税率(平成28年度税制改正に伴い、法人税割の税率を以下のとおり変更します。)

法人税割の税率	
事業年度開始日が 令和元年9月30日まで	事業年度開始日が 令和元年10月1日以降
9.7%	8.4%

予定申告における経過措置

・法人市民税法人税割の税率改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に限り、予定申告にかかる法人税割額について、以下のとおり経過措置が講じられます。

経過措置: 前事業年度の法人税割額 × 3.7 ÷ 前事業年度の月数

2. 均等割

・均等割の税率は、資本金等の金額と従業者数(事業年度の末日)で次のようになります。

資本金等の金額(※1)	市内従業者数	均等割の税額(年額)
50億円超	50人超	3,000,000円
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円
10億円超	50人以下	410,000円
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円

1千万円以下	50人超	120,000円
1千万円以下	50人以下	50,000円
法人でない社団等		

※1「資本金等の額」について

資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く)の資本金等の額は、原則、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

ただし、無償増資、無償減資等を行った場合は、無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算した額となります。(地方税法第292条第1項第4号の5)

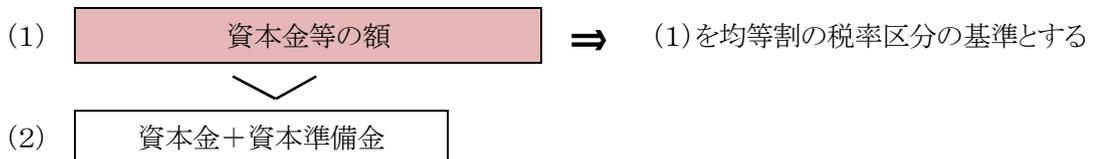
均等割の税率区分の判定基準について

法人市民税均等割の税率区分の判定基準について、原則、下記の(1)の額となりますが、(1)が(2)を下回る場合は、(2)の額となります。(地方税法第312条第6項から第8項)

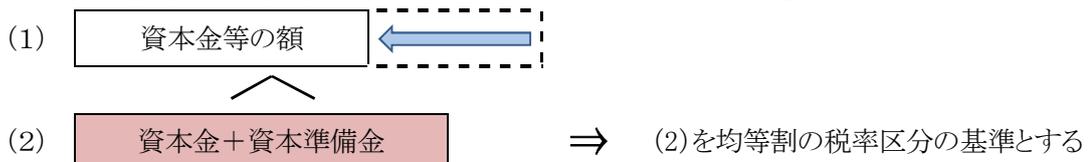
(1)「**資本金等の額**」(無償増資、無償減資等を行った場合は、調整後の額)

(2)「**資本金**」と「**資本準備金**」の合計額又は**出資金の額**

【原則】



【自己株式の取得等により資本金等の額が大きく減少している場合】



■ 申告と納税

法人市民税は、それぞれの法人等が定める事業年度が終了したら、一定期間内に納付すべき税額を計算して申告し、その税額を納付していただくことになります。

申告区分	申告期限および納付税額
中間申告 (予定申告)	<p>○申告納付期限:事業年度開始の日以降6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内</p> <p>○納付税額:</p> <p>(1) <u>予定申告</u> 従来:均等割額の2分の1と、前事業年度の法人税割額の2分の1の合計額 令和元年10月1日以降の事業年度に限り:経過措置のとおり</p> <p>(2) <u>仮決算による中間申告</u> 均等割額の2分の1と、その事業年度開始の日以降6ヶ月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額</p>
確定申告	<p>○申告納付期限:事業年度終了の日の翌日から原則として2ヶ月以内</p> <p>○納付税額:均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた税額</p>

■ 設立・異動の届出

法人等の設立、開設や名称、所在地などの異動(変更)があった場合は、「法人設立申告書/法人異動届書」を提出してください。(ホームページの申請書ダウンロードから様式が入手できます。)